（様式22）【要領様式第14号】

**一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその資金の調達方法**

|  |  |
| --- | --- |
| 設置及び維持管理に要する資金の総額 |  |
| 内訳 |  |  |
|  |  |
|  |  |
|  |  |

|  |  |
| --- | --- |
| その資金の調達方法 |  |
| 内訳 | 　自己資金 |  |
| 　借入資金 |  |
| 　金融機関等の名称 |  |

○事業の開始に当たって、新たな資金を必要としない場合は、その理由を記載すること。

（様式23）【省令様式第６号の２（省令第９条の２関係）】

|  |
| --- |
| 資 産 に 関 す る 調 書（個人用）年　　月　　日現在 |
| 資産の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 現金預金 |  |  |  |
| 有価証券 |  |  |  |
| 未収入金 |  |  |  |
| 売掛金 |  |  |  |
| 受取手形 |  |  |  |
| 土　　地 |  |  |  |
| 建 物 |  |  |  |
| 備　　品 |  |  |  |
| 車　　両 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 資　　　産　　　計 |  |
| 負債の種別 | 内　　容 | 数　　量 | 価格、金額（千円） |
| 長期借入金 |  |  |  |
| 短期借入金 |  |  |  |
| 未払金 |  |  |  |
| 預り金 |  |  |  |
| 前受金 |  |  |  |
| 買掛金 |  |  |  |
| 支払手形 |  |  |  |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 負　　　債　　　計 |  |
|

（様式24）【要領様式第22号】

**長　期　的　財　務　計　画　書**

　　年　　月　　日

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

１　・繰越利益剰余金額　　　　　　　　　　　　　　　　　円　（　　　　年　　月　　日現在）

　　　（次期への繰越損失がある場合又は債務超過の場合）

　　・経常損失金額　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円　（　　　　年　　月　　日現在）

　　　（３年間の平均経常損益が赤字、かつ直前の経常損益が赤字の場合）

２　・繰越損失金

が発生した理由

　　・経常損失金

３　今後の事業改善計画

（単位：　　　）

４　今後の収支計画

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 第　　期（　　～　　） | 第　　期（　　～　　） | 第　　期（　　～　　） |
| 売　　上　　高 |  |  |  |
| 売　上　原　価 |  |  |  |
| 売上総利益 |  |  |  |
| 販売費及び一般管理費 |  |  |  |
| 営　業　利　益 |  |  |  |
| 営業外利益 |  |  |  |
| 営業外費用 |  |  |  |
| 経　常　利　益 |  |  |  |
| 特　別　利　益 |  |  |  |
| 特　別　損　失 |  |  |  |
| 税引前当期利益 |  |  |  |
|  |  |  |  |
| 繰越利益剰余金額 |  |  |  |

※　繰越損失又は経常損失が解消する時期まで記載すること。

（様式25）【要領様式第27号】

**役 員 等 の 変 更 に 係 る 新 旧 対 照 表**

※　役員、相談役、顧問、法定代理人、政令で定める使用人および100分の５以上出資している者の変更について記載すること。

|  |  |
| --- | --- |
| 新　　役　　員　　等 | 旧　　役　　員　　等 |
| 役 職 名 | 氏　　　名 | 出資の割合 | 役 職 名 | 氏　　　名 | 出資の割合 |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |

(注１)　新旧ともに全ての役員を記載すること。

(注２)　新任者及び退任者については、その旨カッコ書きで記入すること。

（様式26）【要領様式第20号】

**添付書類の省略について**

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

一般廃棄物処理施設（　新規許可申請　・　変更許可申請　・　軽微変更等届　）に当たって、下記の○を付した添付書類については、

* 年　 月 日付けで提出した一般廃棄物処理施設事前確認手続依頼書
* 年 　月 　日付けで提出した一般廃棄物処理施設（　新規 ・ 変更　）許可申請書
* 年 　月 　日付けで提出した一般廃棄物処理施設軽微変更等届出書

の内容と変更がありませんので添付しません。

記

１　処理施設の構造を明らかにする書類

２　埋立処分地の周囲の地形・地質及び地下水の状況を明らかにする書類及び図面

３　処理工程図（処理する一般廃棄物の種類別に記載）

４　設置場所及び付近の見取図

５　一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する技術的能力を有することを説明する書類

６　一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理に要する資金の総額及びその調達方法を記載した書類

７　申請者が法人である場合、直前３年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書及び納税証明書

８　申請者が個人である場合、資産に関する調書及び納税証明書

９　申請者が法人である場合、定款又は寄附行為及び商業・法人登記の登記事項証明書

10　申請者又は法人役員等の住民票の写し等

11　申請者が法第７条第５項第４号イからルまでに該当しない者であることを誓約する書面

（注１）省略される書類が添付されている申請書等について、適宜追記してください。

（注２）該当する番号を○で囲んでください。（省略が可能な添付書類については、申請の手引をご確認ください。）

（様式27）【要領様式第19号】

**住 民 票 の 写 し 等 の 省 略 に つ い て**

申請者

住　所

氏　名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

今回の申請にあたり、　　年　　月　　日付けで許可された、（都道府県・市名）

（許可番号）　　　　　　　　　　　の許可証の写しを提出し、住民票の写し等の添付を省略します。

＜参考＞

１　代用できる許可証

次の許可のうち、当該許可の日から起算して５年を経過しないもの。

・一般廃棄物処理施設の許可

・一般廃棄物処理施設の変更許可

ただし、「省令第３条第７項の規定による許可証の提出の有無　　有 ・ 無 」と記載されたものを除く。

２　省略できる添付書類

・本人及び法定代理人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

・役員の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

・株主等の住民票の写し及び後見等登記事項証明書若しくは登記簿の謄本

・政令で定める使用人の住民票の写し及び後見等登記事項証明書

３　留意事項

・役員の変更届には、新役員に係る住民票等の添付が必要であること。

・審査において必要と認められる場合には、省略できない場合もあること。

（様式28）【要領様式第18号】

誓　約　書

申請者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第７条第５項第４号イからルに該当しない者であることを誓約します。

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

長野県知事　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　申請者

住所

氏名

（法人にあっては名称及び代表者の氏名）

（様式29）【施行細則様式第９号の３】

|  |
| --- |
| **一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）設置者****に係る欠格要件該当届出書**年　　月　　日　長野県知事　　　　　殿申請者　　　　　　　　　　　　　　　　　　住　所　　　　　　　　　　　　　　　　　氏　名　　　　　　　　　　　　　　　　　（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）廃棄物の処理及び清掃に関する法律　第14条の２第３項第14条の５第３項　（同法第15条の２の６第３項において準用する場合を含む。）の規定により、欠格要件に該当するに至つたので、関係書類を添えて届け出ます。 |
| 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所 |  |
| 一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の種類 |  |
| 許可の年月日及び許可番号 | 年　　月　　日　　第　　　　号　　　 |
| 該当するに至つた欠格要件及びその具体的事由 |  |
| 欠格要件に該当するに至つた年月日 |  |
| （備考）１　該当するに至つた欠格要件は、一般廃棄物処理施設設置者にあつては廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第７条第５項第４号のロからトまで又はリからルまで（同号のリからルまでに掲げる者にあつては、同号のイ又はチに係るものを除く。）のうち該当するに至つたものを、産業廃棄物処理施設設置者にあつては法第14条第５項第２号のイ（法第７条第５項第４号イ又はチに係るものを除く。）又は第14条第５項第２号のハからホまで（法第７条第５項第４号のイ若しくはチ又は第14条第５項第２号のロに係るものを除く。）のうち該当するに至つたものを記入すること。　　　　２　法第９条第７項（法第15条の２の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては、「一般廃棄物処理施設（産業廃棄物処理施設）の場所」の欄から「許可の年月日及び許可番号」の欄までの各欄のみ記入し、欠格要件に該当するに至つたことが確認できる書類を添付すること。３　この届出書は、法第９条第６項（法第15条の２の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至った日から２週間以内に、法第９条第７項（法第15条の２の６第３項において準用する場合を含む。）の規定による届出にあつては欠格要件に該当するに至つた後遅滞なく提出すること。 |